

## 電気通信事業法一部改正等に伴う 電気通信紛争処理マニュアルの改定について（案）

### 1. 概要

電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）では、円滑な紛争解決の一助として、紛争解決のための制度の解説、紛争処理事例等を取りまとめた「電気通信紛争処理マニュアル」を作成している。

当該マニュアルは、平成 13 年度に第 1 版を作成して以降、これまでに第 16 版（令和 4 年 10 月）まで随時改定を重ねてきた。

令和 5 年 6 月 16 日に施行された「電気通信事業法の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 70 号）において、特定卸電気通信役務（以下「特定卸役務」という。）の提供に関し、MVNO 等との協議の適正化の確保を図るため、特定卸役務の提供義務及び料金算定方法等の情報提示義務を導入するとともに、総務大臣による協議開始・再開命令及び情報提示義務に違反した場合の業務改善命令を発する場合は当委員会への諮問事項として新たに追加された。

今般、本改正を受け当該マニュアルの改定を行うほか、その他関係資料の現行化を行うこととしたい。

### 2. 電気通信紛争処理マニュアルの主な改定内容

#### （1）電気通信事業法一部改正に関する解説の追加（第 I 部 手続解説）

第 2 章 総務大臣からの諮問に対する審議・答申

第 1 節 電気通信事業法関係

1 接続協定等に関する協議命令

（2）対象となる場合

改正案	現行
<p>総務大臣の協議命令は、次の①から④までの協定又は契約の締結について「締結を申し入れたにもかかわらず相手方がその協議に応じない場合」又は「協議を開始したものの協議が調わない場合」に申し立てることができる（事業法第 3 5 条第 1 項及び第 2 項並びに第 3 8 条第 1 項（事業法第 3 9 条で準用。））。</p> <p>①電気通信設備の接続に関する協定</p> <p>②電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定</p> <p><b>③特定卸電気通信役務の提供に関する契約</b></p> <p>④卸電気通信役務の提供に関する契約</p>	<p>総務大臣の協議命令は、次の①から③までの協定又は契約の締結について「締結を申し入れたにもかかわらず相手方がその協議に応じない場合」又は「協議を開始したものの協議が調わない場合」に申し立てることができる（事業法第 3 5 条第 1 項及び第 2 項並びに第 3 8 条第 1 項（事業法第 3 9 条で準用。））。</p> <p>①電気通信設備の接続に関する協定</p> <p>②電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定</p> <p>③卸電気通信役務の提供に関する契約</p>

(3) 手続

Ⅰ 総務大臣の協議命令

改正案	現行
<p>委員会の答申を受けた総務大臣は、聴聞の調書の内容及び報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌し、対象となる協定等の種類に応じ、次の要件を充たす場合に命令を行う。ただし、当事者から仲裁の申請がされているときは、命令は行われぬ（事業法第35条第1項及び第2項、第38条第1項並びに第39条、行手法第26条）。</p> <p>(ア) 他の電気通信事業者が設置する電気通信回線設備との接続に関する協定</p> <p>総務大臣は、当該協定について、次の①から④のいずれの場合に該当すると認めるときを除き、協議の開始又は再開を命ずる。</p> <p>① 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき（事業法第32条第1号）。</p> <p>② 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき（事業法第32条第2号）。</p> <p>③ 当該接続を請求した電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき（事業法第32条第3号、事業法施行規則第23条第1号）。</p> <p>④ 当該接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき（事業法第32条第3号、事業法施行規則第23条第2号）。</p> <p><b>(イ) 特定卸電気通信役務の提供に関する契約</b></p> <p><u>総務大臣は、当該契約について、当該特定卸電気通信役務の提供を拒む正当な理由があると認めるときを除き、協議の開始又は再開を命ずる</u>（事業法第35条第1項（事業法第39条で準用。））。</p> <p>(ウ) (ア)以外の電気通信設備の接続に関する協定、電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定又は卸電気通信役務の提供に関する契約</p> <p>総務大臣は、当該接続、共用又は提供が公共の利益を増進するために 特に必要であり、かつ、適切で</p>	<p>委員会の答申を受けた総務大臣は、聴聞の調書の内容及び報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌し、対象となる協定等の種類に応じ、次の要件を充たす場合に命令を行う。ただし、当事者から仲裁の申請がされているときは、命令は行われぬ（事業法第35条第1項及び第2項、第38条第1項並びに第39条、行手法第26条）。</p> <p>(ア) 他の電気通信事業者が設置する電気通信回線設備との接続に関する協定</p> <p>総務大臣は、当該協定について、次の①から④のいずれの場合に該当すると認めるときを除き、協議の開始又は再開を命ずる。</p> <p>① 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき（事業法第32条第1号）。</p> <p>② 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき（事業法第32条第2号）。</p> <p>③ 当該接続を請求した電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき（事業法第32条第3号、事業法施行規則第23条第1号）。</p> <p>④ 当該接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき（事業法第32条第3号、事業法施行規則第23条第2号）。</p> <p><b>(イ) (ア)以外の電気通信設備の接続に関する協定、電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定又は卸電気通信役務の提供に関する契約</b></p> <p>総務大臣は、当該接続、共用又は提供が公共の利益を増進するために 特に必要であり、かつ、適切で</p>

<p>あると認めるときは、協議の開始又は再開を命ずることができる（事業法第35条第2項及び第38条第1項（事業法第39条で準用。））。</p> <p>これらの処分に対して不服があるときは、一般に、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条に規定する抗告訴訟の提起及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定による審査請求をすることができる。</p>	<p>あると認めるときは、協議の開始又は再開を命ずることができる（事業法第35条第2項及び第38条第1項（事業法第39条で準用。））。</p> <p>これらの処分に対して不服があるときは、一般に、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条に規定する抗告訴訟の提起及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定による審査請求をすることができる。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 6 電気通信事業者に対する業務改善命令等

### (2) 委員会に諮問がなされる命令等

改正案	現行
<p>事業法第160条第2号に掲げる次の①から⑩までの命令等については、総務大臣は委員会に諮問しなければならない。</p> <p>①届出契約約款変更命令（事業法第19条第2項及び第20条第3項）</p> <p>②特定電気通信役務の料金変更命令（事業法第21条第4項）</p> <p>③業務改善命令（事業法第29条第1項）</p> <p>④禁止行為停止・変更（措置）命令（事業法第30条第5項及び第31条第4項）</p> <p>⑤接続約款変更認可申請命令（事業法第33条第6項）</p> <p>⑥接続約款変更命令（事業法第33条第8項及び第34条第3項）</p> <p>⑦網機能計画変更勧告（事業法第36条第3項）</p> <p><b>⑧特定卸電気通信役務に係る情報提示義務に違反した場合の当該役務を提供する電気通信事業者への業務改善命令（事業法第38条の2第4項）</b></p> <p>⑨特定ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者への業務改善命令（事業法第39条の3第2項）</p> <p>⑩電気通信設備統括管理者の解任命令（事業法第44条の5）</p> <p>⑪認定電気通信事業者への業務改善命令（事業法第21条第2項）</p>	<p>事業法第160条第2号に掲げる次の①から⑩までの命令等については、総務大臣は委員会に諮問しなければならない。</p> <p>①届出契約約款変更命令（事業法第19条第2項及び第20条第3項）</p> <p>②特定電気通信役務の料金変更命令（事業法第21条第4項）</p> <p>③業務改善命令（事業法第29条第1項）</p> <p>④禁止行為停止・変更（措置）命令（事業法第30条第5項及び第31条第4項）</p> <p>⑤接続約款変更認可申請命令（事業法第33条第6項）</p> <p>⑥接続約款変更命令（事業法第33条第8項及び第34条第3項）</p> <p>⑦網機能計画変更勧告（事業法第36条第3項）</p> <p>⑧特定ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者への業務改善命令（事業法第39条の3第2項）</p> <p>⑨電気通信設備統括管理者の解任命令（事業法第44条の5）</p> <p>⑩認定電気通信事業者への業務改善命令（事業法第21条第2項）</p>

(2) 電気通信紛争処理委員会の手続のオンラインによる実施要領（令和4年電気通信紛争処理委員会決定第2号）に関する解説の追加（第I部 手続解説）

第1章 あっせん・仲裁

第1節 あっせん

3 手続

(1) あっせんの申請

ア 申請書の提出

改正案	現行
<p>あっせんに申請しようとする者は、申請書に必要事項を記載して、これを提出しなければならない（電気通信紛争処理委員会手続規則（平成13年総務省令第155号。以下「手続規則」という。）第4条第1項、第2項及び第3項）。</p> <p>また、証拠となるものがある場合においては、それを申請書に添えて提出しなければならない（手続規則第4条第4項）。</p> <p><u>提出に当たっては、申請書類を電子ファイルとして添付の上、電子メールにより行うことができる</u>（電気通信紛争処理委員会の手続のオンラインによる実施要領（令和4年3月22日電気通信紛争処理委員会決定第2号。以下「オンライン実施要領」という。）Ⅱ）。</p> <p>申請書の様式は、申請について定める法律の別に、それぞれ図表3、図表5及び図表7のとおりであり、申請書の記載における留意点は、それぞれ図表4、図表6及び図表8のとおりである。</p> <p>なお、手数料は無料である。</p>	<p>あっせんに申請しようとする者は、申請書に必要事項を記載して、これを提出しなければならない（電気通信紛争処理委員会手続規則（平成13年総務省令第155号。以下「手続規則」という。）第4条第1項、第2項及び第3項）。</p> <p>また、証拠となるものがある場合においては、それを申請書に添えて提出しなければならない（手続規則第4条第4項）。</p> <p>申請書の様式は、申請について定める法律の別に、それぞれ図表3、図表5及び図表7のとおりであり、申請書の記載における留意点は、それぞれ図表4、図表6及び図表8のとおりである。</p> <p>なお、手数料は無料である。</p>

第2節 仲裁

3 手続

(1) 仲裁の申請

イ 申請書の提出

改正案	現行
<p>仲裁の申請をしようとする者は、申請書に仲裁判断を求める事項（結論として、どのような仲裁判断を求めるか。）等の必要事項を記載して、これを提出しなければならない（手続規則第5条第1項、第2項及び第3項）。</p> <p>また、証拠となるものがある場合や仲裁合意を証する書面がある場合においては、それを申請書に添えて提出しなければならない（手続規則第5条第4項及び第5項）。</p> <p><u>提出に当たっては、申請書類を電子ファイルとして添付</u></p>	<p>仲裁の申請をしようとする者は、申請書に仲裁判断を求める事項（結論として、どのような仲裁判断を求めるか。）等の必要事項を記載して、これを提出しなければならない（手続規則第5条第1項、第2項及び第3項）。</p> <p>また、証拠となるものがある場合や仲裁合意を証する書面がある場合においては、それを申請書に添えて提出しなければならない（手続規則第5条第4項及び第5項）。</p>

<p>の上、<u>電子メールにより行うことができる。</u>（電気通信紛争処理委員会の手続のオンラインによる実施要領（令和4年3月22日電気通信紛争処理委員会決定第2号。以下「オンライン実施要領」という。）Ⅱ）。</p> <p>申請書の様式は、申請について定める法律の別に、それぞれ図表10、図表12及び図表14のとおりであり、申請書の記載における留意点は、それぞれ図表11、図表13及び図表15のとおりである。</p> <p>なお、手数料は無料である。</p>	<p>申請書の様式は、申請について定める法律の別に、それぞれ図表10、図表12及び図表14のとおりであり、申請書の記載における留意点は、それぞれ図表11、図表13及び図表15のとおりである。</p> <p>なお、手数料は無料である。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) あっせん事例の追加（第Ⅱ部 事例集成）

- ・ 令和4年（争）第1号～第3号

(4) その他関係資料の現行化

4. 今後のスケジュール

委員会事務局から委員・特別委員にメールにより内容をご確認いただき、総務省ホームページに掲載するとともに、製本を行う予定。

(以 上)